

# みんなの県政

1973 / 1  
NO.49 富山





立山の花 シラタマノキ



1月の園芸 —スイセン—

冬場の家庭園芸植物は数少なく、ふるわない。この頃に開花（1～4月）をむかえる園芸植物としてはスイセンがある。9月～10月に定植。その定植の場所は日当りのよい、特に水はけのよい場所を選ぶことが大事。

このスイセンは球根植物のなかでチューリップに次いで栽培が多く、花型も多様な園芸植物で、ラッパスイセン、大杯スイセン、小杯スイセン、原種グループに大別できる。

日本の庭園に植えられる房咲スイセン、キズイセン等は原種グループに属し、花壇に植えるとともに切花種としても重要である。

みんなの県政  
1973・1  
もくじ

■特集 社会福祉の現況と対策……………1  
 { 老人福祉, 国民年金, 健康保険, 医療対策 }  
 { 食品衛生, 公衆衛生, 身体障害者福祉 }  
 ●富山県の社会福祉施設……………12  
 ●コロニーを皆の手で……………16  
 ◀カラーグラビア▶ ふるさとのみち……………10  
 回越中の伝説回 お化け合戦……………20

すべての県民が、人間として尊重され、健康で文化的な生活をおくることのできる郷土にしたいということは、県民の誰もが願い、また県政の最も重要な施策のひとつになっております。

産業や経済、あるいは国土の再開発が叫ばれる一方で、忘れてならないのは、それにふさわしい福祉の充実です。本号では、本県の社会福祉の現状と対策を見直してみました。まだ努力の足りない点もあります。まあまあ良くいっているという事項もありましょう。それぞれの地方の事情も異なり、一率に物を考えることはできませんが、県民の一人一人の立場に立つ気持で福祉行政に力を入れております。

今度、新しくつくられる「住みよい富山県をつくる総合計画」では、こうした福祉面の不揃を是正し、安定した福祉生活を実現するため、地に足のついた計画となるよう、県民の皆さんの知恵と要望を十分生かしていく努力を続けております。

■特集

社会福祉の  
現況と  
対策

●表紙せつめい  
左義長



1月15日、富山市の城跡公園で行なわれる左義長まつり。この行事は、むかし宮廷で吉書（きっしょ）を焼いたことにはじまるという。

うす赤い残照の中、天をつくように炎があがるさまは美しく悲しい。

この火で焼いた餅をたべると、年中の病を除くといい、自分の書いた書が炎とともに高く舞いあがれば、字が上達するともいわれている。

老人問題は、人口構造の変化によって到来する高齢化社会がもたらす諸問題への対応と、現在の社会に生活する老人が持つ諸問題への対応とにわけられる。

わが国の六〇歳以上の高齢者人口の増加は、経済成長のテンポとともに、世界にその例をみない速さで進んでおり、この傾向は今後ますます著しくなるものと予想される。

本県においても、現在八人に一人が高齢者で、昭和六〇年には七人に一人に達するものと推定されている。

このような高齢人口の急激な増加に加えて、産業経済の飛躍的發展に伴う産業構造や就業構造の変化に順応しにくい老人層には、その影響が大きい。



## ■ねたきり老人対策

県内のねたきり老人の家庭奉仕員の数は、二六六三人(県内の60才以上人口の2.1パーセントを占めている)であり、身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障のあるおおむね65才以上の低所得の者には、日常生活上の世話を行う、老人家庭奉仕員を派遣している。

昭和46年度 設置者数92人  
昭和47年度 設置者数98人

老人家庭奉仕員手当が低いため、奉仕員のなり手が少ないこと、老人家庭奉仕員制度に対する理解が不十分であるため地域社会あるいは、老人自らが派遣を遠慮することなどから、未設置村の実態をはあくし、必要があれば設置するよう指導したい。老人家庭奉仕員制度の理解を深めるよう地域社会や老人自身の啓蒙につとめたい。

老人家庭奉仕員の処遇改善、研修等を行い、現在のサービスの質量を一層充実されるよう努めたい。



## ●問題点

○老人対策は、単に老人を弱者として保護することに止まらず、老後の生きがいを高めるなど積極的、前向きな対策が必要である。

○老人対策は、年金、医療、福祉サービス、生きがいなど極めて広範多岐な分野について総合的対策を講ずる必要がある。

○老人対策は、個人家庭、地域社会、企業、地方自治体、国がそれぞれの分野において根強い努力が要請される。

年次別老人人口(60才以上)の推移

区分	総人口(A)	65才以上		60才以上	
		人口(B)	(B/A)	人口(C)	(C/A)
昭和5年	778,953	36,860	4.7%	58,913	7.6%
25	1,008,790	53,117	5.3%	81,640	8.1%
35	1,032,614	62,673	6.1%	96,235	9.3%
40	1,025,465	69,468	6.8%	109,517	10.7%
45	1,037,495	85,628	8.3%	133,119	12.8%
55	1,109,000	115,066	10.4%	161,998	14.6%
60	1,150,000	118,219	10.3%	171,296	14.8%

昭和45年までは国勢調査報告、昭和55年以降は県勢計画の第4次県勢計画フレーム推計人口による。

## ■保健医療対策

### □老人健康診査

老人の疾病の予防と早期発見をはかるため、六五才以上の者に対し、毎年健康診査を実施している。

しかし、実際に健康診査の受診者は、昭和四六年度は一般診査二七、二四一人(受診率三二・七%)、うち精密診査を受けた人は、七、四二六人(受診率六二・〇%)である。

しかし、老人健康診査については広報活動がかならずしも十分でないためと、老人自身が健康管理についてあきらめていることが多いためか受診率が悪いので、より多くの老人が受診し病気の早期発見、早期治療につとめるよう関係者の努力が必要である。

### □老人医療費の公費負担

病気になる場合、医療を容易に受けられるようにするため、医療保険で医療を受けた場合の自己負担分を公費で負担する。

この対象者は、七〇才以上の者で、別に定める所得制限がある。その者に所得税が課せられる程度の所得がある場合やその者の配偶者、扶養義務者の収入が一定額(扶養親族五人の場合で二五〇万円)

### □老人性白内障手術費支給事業

老人性白内障で開眼手術が可能である老人に対して、その手術に必要な経費のうち自己負担相当額を公費で補助する。

●在宅老人福祉対策として次の施策が講じられている。

昭和47年度 34人

### □ひとりぐらし老人への愛のひと声運動

社会的に孤立しがちなひとりぐらし老人に対し、愛のひと声運動を実施するため、連絡員を設置する。

昭和47年度

対象老人数 一、八一〇人  
老人福祉連絡員数 一、二二六人

### □ひとりぐらし老人保養センター無料招待事業

健康維持及び社会との交流をはかり、老後の健全な生活の向上をはかることを趣旨として、ひとりぐらし老人を老人保養センターへ無料招待する。

実施期間 9月16、21日

場所 春日荘(上新川郡大沢野町)  
舟戸荘(東砺波郡庄川町)  
招待人員 八〇〇名

## ■生きがい対策

### □老人就労にあつ旋

地域の老人に対して各種の相談、希望と能力に応じた適当な仕事に従事する機会、その他社会的活動に参与する機会を与え老人の生きがいを高めるとともに生活の安定を図る、高齢者無料職業紹介所を次のとおり設置している。

★高齢者無料職業紹介所 (富山県社会福祉協議会内)

★高岡巡回相談所 (高岡問屋町文化センター内)

★魚津巡回相談所 (魚津市社会福祉協議会内)

求職の内容が事務系統にかたより求人が少

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人ホーム整備事業

身体上又は精神上著しい欠陥があり常時介護を必要とするが、家族ではこれを受けることが困難な者を収容し、養護する施設の整備

昭和47年度計画  
県立 1施設(定員60名)  
昭和48年3月竣工

福野町立1施設(定員50名)  
昭和47年12月1日開設

昭和47年度計画

## ■ひとりぐらし老人対策

ひとりぐらしの老人一、八一〇人に対し次の事業を行なっている。

### □介護人派遣事業

一時的な疾病等により、日常生活を営むのに支障がある老人に対し、介護人を派遣し、日常生活の世話を行う。

昭和46年度 15人

### □特別養護老人

# 国民年金

富山・高岡を中心とした地域のみならず、求人職が片寄っていることなどから、巡回相談県下全域で行なえるようサービスマネジメントを充実させる。

求人職の開拓については、公共職業安定所と協力して、積極的に進めよう。

老人の再就職が生活保障のポイントであるので社会の情勢の変化に対応しながら事業を進めていきたい。

## ②老人クラブ活動

老人の老後の生活を健全で豊かなものにし、老人の福祉の増進に資する。

県下老人クラブ数 一、四六三クラブ

## ③老人社会奉仕団活動

老人の経験と能力をいかし、社会福祉施設ねたきり老人への友愛訪問等地域社会に対する奉仕活動を行なう。

## ■その他

### □敬老福祉年金支給事業

県内に引き続き1年以上居住する次の者に對して、敬老福祉年金を支給する。

- ① 88才以上全員 年額五、〇〇〇円
- ② 80才〜87才生活困窮者 年額三、〇〇〇円
- ③ 80才〜87才ねたきり老人 年額三、〇〇〇円
- ④ 80才〜87才身体障害者老人年額三、〇〇〇円

(老人) 国民年金制度の発足により、国民皆年金の体制は一応整備されたことになり、昭和四十六年五月から六五歳に達した者に老齢年金の給付が始まっている。

無拠出制の福祉年金は、支給開始以来一三年を経過し、老齢福祉年金受給権者は、四万四、六一九人、支給額は一七億六、七〇〇万円となっている。

国民年金保険料は、国庫負担と合せ積立金として資金運用部資金に組み入れられているがその二五割が特別融資として、地方自治体の福祉施設などへ融資されている。

その現況は別表のとおり。

また昭和四十七年度から、老人居室のない持家世帯のため、老人居室整備資金貸付制度が設けられた。

## ●問題点と対策

年金額の引上げや各種の制限緩和については国の施策を待たなければならぬが、実施面における運用の問題について努力を傾けて

## ■精薄及び身障者

### ●現況

重度精薄及び重度障害者に対する障害年金給付の現況は、拠出年金で一、〇六八件、福祉年金で四、〇一五件に達し、その支給額は合せて二億八、二〇〇万円となっている。

積立金の特別融資枠の拡大をはかり、県下の福祉施設の充実に努力したい。

富山県では、これら対象の発見と年金への結びつきを図り、診断書作成困難な者については医師を巡視し居宅診断を実施している。

## ●対策

- (1) 年金額引上げ及び支給範囲拡大について積極的に働きかける。
- (2) 居宅診断を積極的に進め、対策の充実に努める。

国民年金特別融資施設状況(46年度分)  
(47. 3. 31)

融資事業	件数	融資額
農山漁村住宅改修	1	2,000
水洗便所改修	5	24,000
病児入院施設	31	1,379,400
身体障害者更生援護施設	1	22,000
保育所	86	668,400
児童福祉施設	14	87,900
母子福祉施設	3	3,500
老人福祉施設	7	62,600
福祉センター	10	245,800
社会福祉会館	8	482,000
体育施設	44	503,000
火葬場	4	39,500
看護婦養成所	1	10,000
簡易水道	12	86,200
計	227	3,616,300

# 健康保険

国民の健康水準は、戦後二七年を経て、生活の向上と各種公衆衛生施策の推進の結果、著しく改善されてきた。その結果、平均寿命は昭和四十六年において男七〇歳、女七五歳と北欧なみのグループに仲間入りした。このことは種々の原因が考えられるが、国民皆保険の果たした役割も大きいといえる。

健康保険を大別すると、職域保険と地域保険に分けることができる。

いずれも保険給付の財源は保険料(税)が中心となっている。医療費が増加すれば患者が病院や医院で支払う額がふえ、そして保険税でまかなう額もそれに伴って増えることになる。

## ●問題点

本県の国民健康保健の状況は次の表のとおり。

県内被保険者一人当りの医療費が高いため、保険料の額は全国一高い額になっている。

## ●対策

- 一、注射や薬を患者の方から要求しない。
- 二、一度医師をきめたら、その医師を信頼してその指示に従う。

区 分	全 国		富山県		順位(前年)
	18,183	24,626	5,485	7,766	
被保険者数	18,183	24,626	5,485	7,766	2位(1)
被保険者数	18,183	24,626	5,485	7,766	1位(1)
医療費	17,620	20,794	451.69	500.62	4位(3)
受診率(受診者数/被保険者数)	451.69	500.62	3.862	4.052	7位(6)
1件当り診療費	3.862	4.052	1,027	1,076	12位(2)
1日当り費用額	1,027	1,076			13位(2)

- 三、病気やケガは完全になおるまで通院する。
- 四、慢性で医者にかからない。
- 五、早期発見、早期治療を心がける。

## ●問題点

医療施設は全国水準を上まわっているが施設に必要な医師の数は水準以下となっている。とくにへき地や保健所などにおける医師の不足が問題となっている。

一方、ガン、人工腎臓、患者の管理などについてより専門化された診断、治療が要求されている。このような社会情勢の変化に対応し医療の供給、試験研究機関の充実強化をはかっていきたいと考えている。

## ■へき地医療対策

巡回診療を無医地区、無歯科医地区でひらく。

移動保健所の開設。利賀、平、山田、井口村へ保健婦の派遣。へき地連けい対策、つまり各地区の住民の健康管理カードの作成とあ

## ■救急医療対策

救急告示病院を県下主要道路網に設置。

県立中央病院に救急医療センターの設置。

今後、地域の救急医療体制を確保するため、休日、夜間の診療について医師会や市町村と協議し、一元的な救急体制を検討している。

## ■試験研究機関の整備

小杉町、太閤山に公害、衛生、薬事の三部門を合せた総合研究所として衛生総合センターの建設をはかる。

## ■保健所の充実

小矢部市、氷見、八尾、魚津の保健所改築および人員の充実強化をはかる。

# 医療対策





## ■特定疾患対策

### ●問題点

近年医学の進歩は著しく、疾病の究明および治療方法の開発に多大の成果をあげている。しかしながら現在なお原因が不明で、かつ治療方法の未確立の疾病があり、この中には治療期間が長期にわたり、病後の経過が良好でなく、心身の障害を残すものも少なくない。こうした疾病を特定疾患として、種々の対策を講じている。

### ●対策

第一に、原因と治療方法の究明の基礎にするため、富山県特定疾患対策協議会において、十余りの疾患を選定して、その実態を調査し、千余人の患者を把握した。個々の状況については、引き続き調査中で、やがて明らかにしたいと思っている。

第二に、治療研究の実施により、医療費負担の軽減を図っている。その内容は、スモン、ペーチエット、全身性エリテマトーデス、重症筋無力症の患者で、入院する者に月二万円を本人に支給し、又小児がんの入院通院するもの及び、小児慢性腎炎、ネフローゼ、小児ぜんそくのうち療育機関に入所するものに対しては、それぞれ本人負担額を県が保護者にわけて医療機関に支払っている。

## ■母子保健対策

### ●問題点

本県では、昭和46年に一八、四三四四人の子どもが生まれ、そのうち二四六六人（出生千分率一三・三）が生後一年以内に死亡しているが、乳児死亡率は地域の生活水準を反映する指標のひとつといわれ、本県は、全国平均より常に高いことが問題になっている。また心身障害児や障害を発生するおそれのある未熟児

などが毎年約二、四〇〇人程生まれるものと推定され、これらの子どもの育成や社会保障には大きな関心が寄せられている。

### ●対策

県では、このような子どもたちの出生を予防し、母と子の心身の健康を保持増進して次代になう健全な人づくりのため、「すこやかな子どもを生み育てるために」のスローガンのもとに次のような母子保健対策を推進している。

#### ① 丈夫な子どもを生むための対策

市町村に妊娠届をすることにより、母子の一貫した健康記録となる母子健康手帳と、医療機関で実施する妊婦健康診査の無料受診票二回分が、全妊婦に交付される。また低所得階層の妊産婦乳幼児に対し、牛乳を一日一本支給している。

#### ② すこやかに育てるための対策

乳幼児の健康診査や保健指導は、随時行なっているが、とくに乳児については、医療機関で、二回無料で精密検診が受けられる。また三才児健康診査の結果とくに必要のある者について就学時まで指導をしている。

さらに未熟児や肢体不自由児、心臓患児、小児ガン等の身体障害児に対し、医療費の公費負担を行ない、疾病を早期に治療して障害の快復や軽減をはかっている。

#### ③ 地域ぐるみの母と子の対策

市町村に母子保健推進員を設置して、母子保健の地域浸透をはかっている。また母子登録票を整備して妊産婦から乳幼児まで一貫した健康管理体制をすすめる一方、県内関係者の母子保健推進懇談会を開催し、効果的な施策の推進をはかっています。

## ■成人病対策

### ●問題点

本県における成人病による死亡は、年を追って増加し、昭和四十六年の死亡は、四、七六五人で総死亡数七、九一三人に対してそのしめる割合が六〇・二割と過半数をしめていることから、大きな社会問題となつてきている。

このため、県では、昭和三十二年から循環器検診を、昭和四十一年からがん検診を推進している。昭和四十六年度循環器検診者は、六万四、一二六人、がん検診受診者は三万七、

県内には食品の製造や販売をしている施設が三〇、四四七カ所ある。

これらの施設から食品を購入する消費者に安全な食品を提供するため、保健所に配置している三七名の食品衛生監視員と二台の食品衛生監視機動車が毎日県内をパトロールし、不良食品の絶滅に努めている。その一方、食品業者に衛生教育を行ない食品の自主管理を強化するよう指導している。

また、消費者のうちから六〇名の食品衛生モニターを依頼し、食品衛生情報を行政に取り入れ、さらに消費者には、婦人学級を開設する等正しい食品衛生知識の普及もおこなっている。

### ●問題点

豊富で、しかも多様化している食品中に、PCB、農薬、重金属等が残留し、消費者に大きな不安感をいだかせて全国的な問題となつており、さらに食品添加物の適正を欠く使

二二五人、そのうち循環器系異常者二、六三三人、がん（疑）七〇人を発見し、それぞれ医療機関で治療するよう保健指導を実施し、今後はさらに次の対策を強く推進したいと考えている。

### ●対策

一、成人病検診の充実強化

成人病検診を充実強化するため、胃、子宮がんの検診車を整備し、県下一円に巡回して受診率の向上をはかり、また四十八年度には、乳がん検診を実施するように検討している。

二、事後指導の強化

用や、表示の不正等も不信をまねいている。これら環境汚染による食品の汚染や食品添加物の問題は、消費者の目によって食品を選別することができないことがさらに問題に輪をかけているといえよう。

### ●対策

食品衛生行政は、消費者に安全な食品を提供することが使命で、これを推進するためには、食品衛生監視員の監視と、疑しい食品の試験検査を行ない不良食品を県内から追放することに努める。

このために、食品衛生監視員の増員と保健所等の検査設備の充実に努めるとともに、食品製造、食品取扱業者に対し、食品管理の徹底、さらに消費者の皆さんにも正しい食品衛生知識を持っていただくための活動を強化する計画である。

# 富山県福祉を全国から見れば

## 施設関係及び人員関係

区 分	順位	算出基礎
上 位 (1位～15位)	生活保護救護施設	5 施設収容定員/被保護人員
	身体障害者更生援護施設収容率	4 施設定員数/身体障害者数
	児童遊園設置率	10 児童数/児童遊園数
	保育所設置率	4 定員/学令前児童数
	救護施設設置率	10 定員/児童数(18才未満)
	母子寮設置率	1 定員/世帯数
	助産施設設置率	15 定員/人口
	精神薄弱者援護施設設置率	7 定員/人口
	肢体不自由児施設設置率	11 定員/児童数(18才未満)
	進看護婦養成	12 年間養成者数/人口10万対
中 位 (16位～30位)	高等学校衛生看護学科	8 年間養成者数/人口10万対
	保健婦養成	10 総数/人口10万対
	精神病床数	11 精神病床数/人口10万対
	病院病床数	14 病床数/人口10万対
	医薬品販売業	7 業者数/人口
	児童館設置率	16 児童数/児童館数
	看護婦養成	21 年間養成者数/人口10万対
	特別養護老人ホーム充足率	45 収容定員/老人人口(65才以上)
	養護老人ホーム充足率	38 定員/老人人口(65才以上)
	精神薄弱児施設設置率	31 定員/児童数(18才未満)
下 位 (31位～46位)	乳児院設置率	34 定員/児童数(0-1才児)
	養護施設設置率	33 定員/児童数(18才未満)
	軽費老人ホーム(25県)	
	生活保護更生施設(32県)	
	精神薄弱児通園施設(20県)	
	身体障害者相談員設置率	2 設置数/身体障害者数
	老人家庭奉仕員設置率	5 設置人員/65才以上人口
	保育率	4 定員/学令前児童数
	保健婦就業数	15 保健婦数/人口10万対
	看護婦、進看護婦数	11 看護婦・進看護婦数/人口10万対
未 設 置 (1は未設 置県数)	防疫職員数	13 防疫職員数/人口
	配置販売従事者数	1
	薬剤師数	3 薬剤師数/人口10万対
	身体障害者家庭奉仕員設置率	20 設置数/身体障害者数
	医師数	30 医師数/人口10万対
	助産婦数	23 助産婦数/人口10万対
	歯科衛生士数	29 歯科衛生士数/人口10万対
	と畜検査員充足率	20 と畜検査員数/と畜検査員数
	薬事監視員	20
	歯科医師数	34 歯科医師数/人口10万対

## 事業及び活動関係

区 分	順位	算出基礎
上 位 (1位～15位)	老人クラブ会員加入率	10 会員数/60才以上人口
	老人健康診査受診率	3 受診人員/65才以上人口
	被保護人員	5 被保護人員/人口
	国民年金保険料免除率	2 免除者数/義務加入被保険者
	国民年金被保険者適用率	6 現存被保険者/推定被保険者
	国民年金所得比例加入率	2 所得比例加入被保険者/義務加入被保険者
	国民年金保険料徴収状況	6 収納額/未納保険料額
	周産期死亡率	44 周産期死亡者/出生1000対
	自然死産率	38 自然死産率/出生1000対
	医薬品総生産額(配置家庭薬を含む最終製品)	10 富山県生産額/全国生産額
中 位 (16位～30位)	配置家庭薬生産額(最終製品)	1 富山県生産額/全国生産額
	母子福祉資金貸付状況	21 貸付金額/人口
	国民年金検認状況	28 検認月数/検認対象月数
	人工死産率	29 人口死産数/出生1000対
	老衰死亡率	26 老衰死亡者/人口10万対
	死亡率	25 死亡者数/人口10万対
	脳卒中死亡率	22 死亡者/人口10万対
	心臓疾患死亡率	27 死亡者/人口10万対
	性病患者数	30 患者数/人口10万対
	乳児死亡率	29 乳児死亡者/出生10万対
下 位 (31位～46位)	精神病患者措置率	29 在院措置患者数/在院患者数
	結核有病率	28 結核登録者数/人口
	結核死亡率	31 結核死亡者/人口10万対
	狂犬病予防活動	22 登録頭数/狂犬病予防員
	野犬捕獲活動	18 犬捕獲頭数/狂犬病予防技術員
	献血状況	8(最下位17位) 献血者数/人口
	国民健康保険被保険者1人あたり診療費	3 診療費/被保険者数
	国民健康保険被保険者100人あたり受診率	6 件数×100/被保険者数
	1人あたり国民健康保険税	1 保険料(税)/被保険者数
	不慮の事故死亡率	11 事故死亡者/人口10万対
悪性新生物死亡率	14 死亡者/人口10万対	
妊産婦死亡率	16 妊産婦死亡者/出生10万対	
新生児死亡率	16 新生児死亡者/出生10万対	
精神病患者通院医療費公費負担承認件数	34	
水道普及率	34 給水人口/人口	
食品衛生監視率	35 監視実施回数/政令規定監視回数	

(注) 現時点で全国比較が可能な最新の数値を採用した

⑥ 公共施設の改善等整備  
 の援護を効果的にこなうもの。  
 身体障害者が健常者と同様に利用できる  
 よう、公共施設、道路構造の改善及び整  
 備を図るよう勧告すると共に身体障害者  
 設備マーク表示運動を展開する。  
 社会環境に対する利用制限の撤廃



# 身体障害者 福祉

## ●身体障害者福祉の現状と対策

昭和47年3月末日現在の身体障害者数	視覚	聴覚	音声言語	肢体	内部	計
18才未満	60	222	46	737	6	1,071
18才以上	2,819	4,107	170	12,332	158	19,586
計	2,879	4,329	216	13,069	164	20,657

● 問題点  
 身体障害者の障害の種類、程度に応じた対策の必要  
 核家族化などによる家族構成の変化に伴い  
 在宅の重度身体障害者の対策が重要視されて  
 きている。  
 健常者と同じように公共施設が利用できる  
 ような生活環境の整備に対する要望が高まって  
 きている。

● 対策  
 ■ 中、軽度身体障害者対策(社会復帰への促進)  
 □ 自動車操作訓練  
 自動車免許の取得に必要な経費を県が負担  
 することにし、県内自動車学校と契約をして  
 いる。昭和四十七年四月からは、従来の特殊  
 装置付自動車操作訓練をさらに普通自動車  
 の操作訓練にまで事業の拡充をはかっている。  
 今後は、段階的に特殊装置付自動車各学校  
 に配車し、特殊装置付自動車が必要とする障  
 害者の免許取得を容易にする計画である。

□ 身体障害者更生援護施設への入所委託  
 障害者の必要に応じて治療、訓練又は職業  
 を与え自活への方途を講じている。今後は、  
 各施設の特質を考え、治療・機能回復訓練・  
 生活指導・職能指導・授産・就業のベルトを  
 作り個々の障害等に合致した更生を進めるべ  
 く構想を練っている。

□ 家庭奉仕員の設置  
 ■ 重度身体障害者対策(在宅重度障害者の更生)  
 昭和四十七年度 七市一町において十人が  
 設置され、一奉仕員が六人を対象として活  
 動をしている。  
 昭和四十八年度 未設置の砺波市、小矢部  
 市に各一名設置し、計十二名に増員を予定  
 している。

□ 日常生活用具の給付  
 浴そう、湯沸器、便器の給付、特殊寝台の  
 貸与——一、二級障害者に対し給付、貸与  
 を行ない日常生活を容易にするものである。

□ 在宅重度身体障害者訪問診査  
 整形外科(外科)医師、看護婦及びケース・  
 ワーカーチームとなって、重度障害者を  
 訪問、診査し、機能回復訓練等について相  
 談指導を行なっている。  
 昭和四十六年度実施人員 一四八八  
 昭和四十七年度実施見込み 二〇〇〇人  
 対象者(介護を要する者)五八三人の中  
 最重度者から順次実施している。

□ 65才以上の身体障害者に対する医療費公費負担制度  
 昭和四十七年から実施しているが段階的に  
 所得制限の撤廃等を検討している。

□ 視覚障害者福祉センターの設置

● 今後の対策  
 身体障害者の福祉対策に対しては、きめの  
 細かい施策への要望が強くなっており、特  
 に在宅重度障害者を始めとして、公共施設  
 の改善、整備にまず一貫した施策が福祉サ  
 イドとして取り上げられつつある。

① 重度障害者介護員の設置  
 ひとり暮らし障害者が一時的な疾病になっ  
 た場合、委嘱した近隣の介護員を派遣し、  
 日常の世話を行なう。

② 重度障害者に対する医療費の無料化  
 一、二級身体障害者を対象として医療費を  
 公費負担し、生活の安定を図る。

③ 日常生活用具の拡大  
 浴槽、湯沸、便器、特殊寝台↓ベビシ  
 グナルを追加するよう検討している。

④ 温泉療養所の建設  
 身体障害者が常時必要ときに温泉療養  
 をし、医学上の相談及び生活等の相談に  
 応じて更生に必要な医学的手段の発見と  
 訓練を行ない、社会復帰を促進するもの。

⑤ 総合社会福祉センターの建設  
 社会福祉施設の有機的連け合いを図り、身  
 体障害者の障害程度に応じた一貫した保  
 護、医療、機能回復等を行ない、更生へ

③ 社会適応訓練事業  
 社会適応訓練事業として、ろうあ者及び盲  
 婦人に対し、日常生活に必要な知識及び教養  
 を与える講習を行なっており、障害者が社会  
 生活を円滑に送るよう努めている。

④ 在宅重度身体障害者対策(在宅重度障害者の更生)  
 昭和四十七年度 七市一町において十人が  
 設置され、一奉仕員が六人を対象として活  
 動をしている。  
 昭和四十八年度 未設置の砺波市、小矢部  
 市に各一名設置し、計十二名に増員を予定  
 している。

⑤ 日常生活用具の給付  
 浴そう、湯沸器、便器の給付、特殊寝台の  
 貸与——一、二級障害者に対し給付、貸与  
 を行ない日常生活を容易にするものである。

⑥ 在宅重度身体障害者訪問診査  
 整形外科(外科)医師、看護婦及びケース・  
 ワーカーチームとなって、重度障害者を  
 訪問、診査し、機能回復訓練等について相  
 談指導を行なっている。  
 昭和四十六年度実施人員 一四八八  
 昭和四十七年度実施見込み 二〇〇〇人  
 対象者(介護を要する者)五八三人の中  
 最重度者から順次実施している。

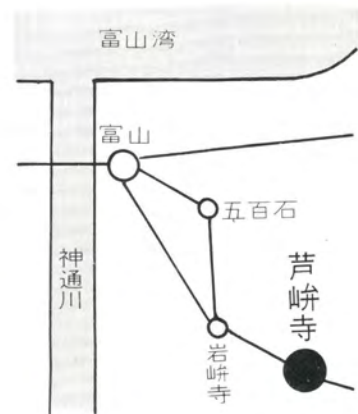
⑦ 65才以上の身体障害者に対する医療費公費負担制度  
 昭和四十七年から実施しているが段階的に  
 所得制限の撤廃等を検討している。

⑧ 視覚障害者福祉センターの設置

# 立山へのみち

立山は、平安の昔から霊地として、ひろく信仰された。そのあとは、いままも芦峯寺から雄山にいたる各所に残っている。

永く女人禁制となっていた立山を、まぢかに礼拝でき、壮厳で美しい立山三山が美しくせまってくる芦峯の里。いま立山・黒部アルペンルートへの入口として再びひろく知られるようになった。



# 富山県の 社会福祉 施設



セーナー苑 { ⑨精神薄弱者再生施設  
⑩精神薄弱者授産施設



マーシ園 ③身体障害者授産施設



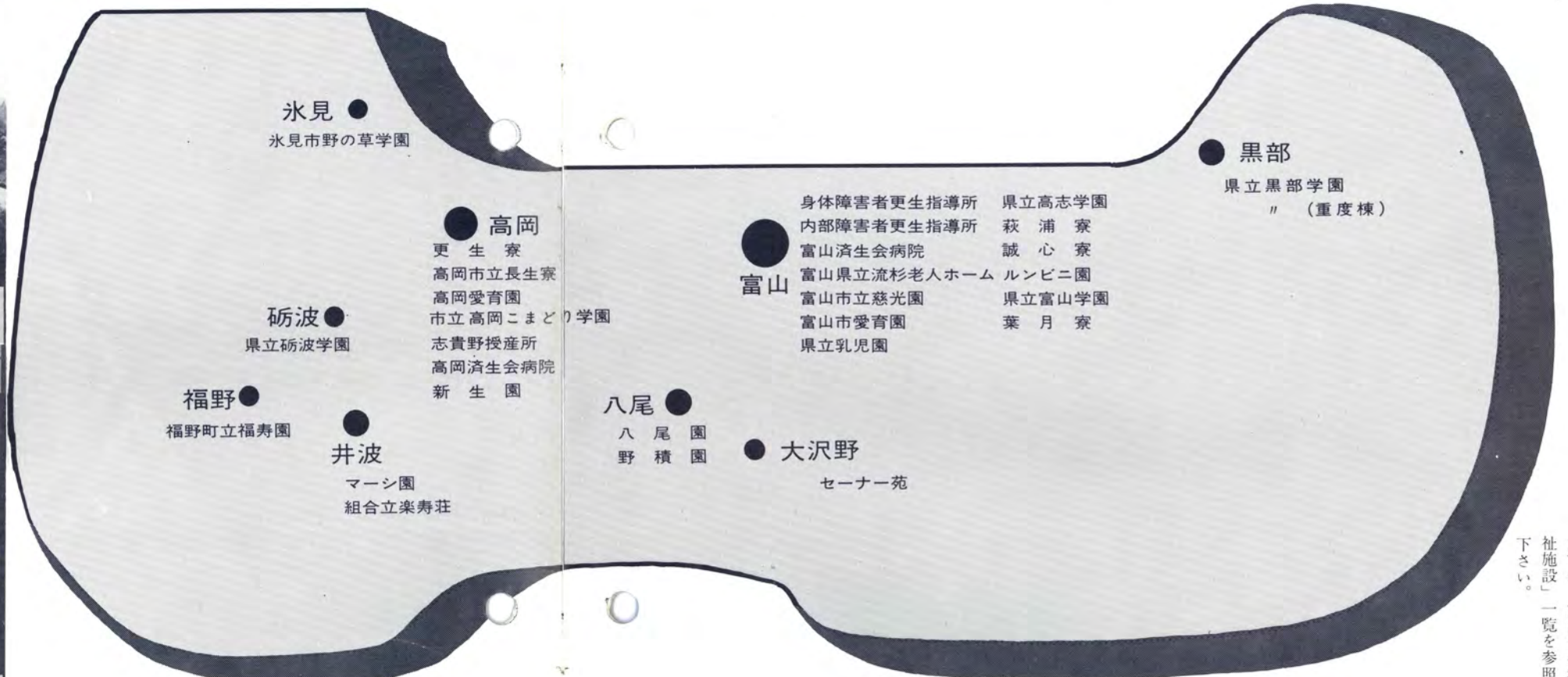
高岡愛育園 ⑪養護施設



砺波学園 ⑭精神薄弱児施設



身体障害者更生指導所 ①肢体不自由者更生施設



※写真のある施設の概要は  
写真の番号から次頁(P  
14)の「富山県の社会福  
祉施設」一覧を参照して  
下さい。

身体障害者更生指導所 ①肢体不自由者更生施設

乳児園 ⑬乳児園



流杉老人ホーム { ⑦養護老人ホーム  
特別養護老人ホーム



高志学園 ⑫肢体不自由児施設



八尾園 ④救護施設





みんなが明るく  
なつてくれる

# 富山県の社会福祉施設

富山県の社会福祉施設 —S47. 12. 1—

施設種類	施設名称	設置主体	所在地	電話	定員	施設概況
①	肢体不自由者更生施設	身体障害者更生指導所	富山県 富、石金20	(富山)21-1161	60人	肢体の不自由な人が入所して、更正に必要な治療及び訓練を受けられる施設
②	内部障害者更生施設	内部障害者更生指導所	" 富、西長江220	( " )21-7806	30	心臓または呼吸器に障害のある者が、医学的管理の下で、更生に必要な指導及び訓練を受けられる施設
③	身体障害者授産施設	志貴野授産所	" 高、立野1214	(高岡)31-0054	50	身体に障害のある人で、生活に困っている人や雇用されていない人が自活できるよう、必要な訓練や職業が受けられる施設
		マ - シ 園	社会福祉法 東、井波町1,105	(井波)2-0490	90	
④	救護施設	八尾園	" 婦、八尾町福島前山15	(八尾)54-3290	140	身体や精神に欠陥があるため、独立して日常生活を送ることができない人が入所して、公的扶助を受けることができる施設
⑤	宿所提供施設	萩浦寮	富山県 富、海岸通		60	住居を持たない保護世帯の人が、一時的に住むことができる施設
		誠心寮	富山市 富、田畑字上竹		80	
		更生寮	高岡市 高、源町		95	
⑥	医療保護施設	富山済生会病院	社会福祉法人 富、安住町	(富山)41-3251	250	医療を必要とする要保護者が医療の給付を受けられる施設
		高岡済生会病院	" 高、下関	(高岡)3-0570	200	
⑦	養護老人ホーム	富山県立流杉老人ホーム	富山県 富、流杉210	(富山)21-4693	150	65歳以上の身体や精神上、また環境などの理由から居宅で養護を受けることができない老人が入所できる施設
		富山市立慈光園	富山市 富、蛭川15	(富山)29-1283	150	
		高岡市立長生寮	高岡市 高、若杉596	(高岡)36-1139	150	
		組合立楽寿荘	東、井波町井波200	(井波)2-2003	50	
⑧	特別養護老人ホーム	富山県立流杉老人ホーム	富山県 富、流杉210	(富山)21-4693	50	65歳以上の人で、身体上、精神上の欠陥のため、常時介護が必要で、しかも居宅において介護を受けることができない老人が入所する施設
		福野町立福寿園	福野町 東、福野町松原678の1		50	
⑨	精神薄弱者更生施設	新生園	富山県 高、麻生谷	(高岡)31-1811	100	18歳以上の精神薄弱の者が入所し更正に必要な訓練や指導、が受けられる施設
		セーナー苑	社会福祉法人 上、大沢野町坂本	(大沢野)7-0679	130	
		野積園	" 婦、八尾町上ヶ島313	(八尾)54-5458	30	
⑩	精神薄弱者授産施設	セーナー苑	" 上、大沢野町坂本		50	18歳以上の精神薄弱の者で、雇用されることが困難な人が入所し自活するのに必要な訓練を受け職業を身につけることのできる施設
⑪	養護施設	ルンビニ園	" 富、中布目	(富山)29-0213	100	保護者のいない児童、環境上養護を要すると認められた児童を入所させて、要護することを目的とする施設
		富山市立愛育園	富山市 富、大宮町	(富山)31-2790	100	
		高岡愛育園	社会福祉法人 高、佐賀町	(高岡)22-3122	80	
⑫	教護園	県立富山学園	富山県 富、針目	(富山)37-9853	80	不良行為をなした児童、あるいはそのおそれのある児童を入院させ、教護していく施設
⑬	乳児園	県立乳児園	" 富、東田地方	(富山)32-4186	30	乳児を養育することを目的とする施設
⑭	精神薄弱児施設	県立黒部学園	" 黒、石田	(黒部)52-1354	100	精神薄弱の児童を入所させて、これを保護するとともに、自活していくのに必要な知識技能を身につける施設
		"(重度棟)	" 黒、石田	(黒部)52-1354	30	
		県立砺波学園	" 砺、徳万	(梅樺野)7-0157	50	
		セーナー苑	社会福祉法人 上、大沢野町坂本	(大沢野)7-0679	80	
⑮	精神薄弱児通園施設	水見市野の草学園	水見市 水、鞍川1065	(水見)72-6115	30	精神薄弱の児童で毎日保護者のもとから通いながら自活していくのに必要な知識技能を身につけることのできる施設
⑯	肢体不自由児施設	県立高志学園	富山県 富、寺町	(富山)31-8741	100	上肢、下肢、体幹などの機能に障害のある児童が治療を受けながら、独立自活に必要な知識、技能を身につけることのできる施設
		市立高岡こまどり学園	高岡市 高、宝町	(高岡)22-0109	50	
⑰	婦人保護施設	葉月寮	富山県 富、西田地方	(富山)31-0555	30	保護の必要な女子が入所し、更生に必要な指導を受けることのできる施設
※備考	★福祉施設に入所を希望される人は 富山県東部社会福祉事務所 TEL②5311 中部 " 富、舟橋北町 TEL④12551 西部 " 砺、幸町1-7 TEL②5151 へおたずねください。					

\*心身障害者コロニー「セーナー苑」募金運動推進協議会\*



# コロニーを 皆の手で

心身障害者コロニー  
「セーナー苑」再発足計画

## あなたの善意と協力をおまちしています

—心身障害者コロニー「セーナー苑」募金の受付—

寄付金は、上新川郡大沢野町坂本3110、社会福祉法人セーナー苑、あるいは県（婦人児童課社会福祉事務所）及び市町村役場でも受け付けております。

また北陸銀行、富山銀行、富山相互銀行の各本店、及び県内各支店の窓口でも取扱っています。

この総合施設を実現するためには、巨額の建設資金と運営資金が必要です。国、県市町村からの補助とあわせ、県民ひとりひとりの善意をつみあげていきたいものです。

- 建設年次 昭和五十一年度から五カ年計画
- 建設費 二億六、〇〇〇万円
- 計画施設
  - 老人精神薄弱者収容棟
  - 機能的訓練棟
  - 学習指導センター
  - レクリエーションセンター
  - 福祉工場など
- 収容定員 四〇〇名
- 収容対象者 精神薄弱者  
重度身体障害者

障害をもつ人々にとって、何よりも大切なものは、家族の愛情に満ちた励ましと、それを囲む地域社会の温かい理解と関心です。心や身体の不自由な人は、全国で一五〇万人（昭和四十五年推計）、富山県で二万五、〇〇〇人といわれます。このような人たちの福祉施設は、ほとんどが障害を克服して、一般の社会へ復帰することを目的としてつくられています。

たとえ障害をもつ人であっても、その人のもつ能力をできる限り開発し、社会生活に適応するよう訓練していくことが望ましいのですが、一方障害の程度が重い場合、社会復帰が極めて困難な人たちの場合は、長期間あるいは終生、保護することが、より幸せの場合もあります。

昭和四十一年に障害者を持つ人の親たちの熱意に、県民のあたたかい善意をあわせてつくられたセーナー苑は、知恵おくれの人や手足の不自由な人で、障害の重いつか身よりのない人が治療しながら生産に従事して生涯居住できるような施設である。いわゆるコロニーとして、生活指導をはじめ、医療、教育、授産、娯楽施設などが設けられ、効果的に機能を発揮するよう再発足しました。

計画の内容は次のとおりです。

# 気をつけよう割賦の利用

新聞紙上にきわしたある百科辞典の訪問販売方法は、この種の訪問販売がいかに巧妙かつ強引な方法で商品の販売を行なっているかを、はっきり知らせたことでした。こうしたできごとから、私たち消費者が学



新聞紙上にきわしたある百科辞典の訪問販売方法は、この種の訪問販売がいかに巧妙かつ強引な方法で商品の販売を行なっているかを、はっきり知らせたことでした。こうしたできごとから、私たち消費者が学

ばなければならぬ点がいくつかあります。割賦販売についての正しい知識をもって、つまらぬ損をしないようにしたいものです。

## 割賦販売を利用するにあたって

●訪問販売のセールスマンが商品の購入を勧誘に来るときには、商品の現物を持って来ないのが普通です。このため、消費者は、カタログやセールスマンの話だけで品物を想像して注文してしまいます。訪問販売で、いざこざが絶えないのは、欲しいと思った物と、実際手にしたものとの違いが原因となり得

して必要でなかった」、「ほかでもっと安いものをみつけた」などということがよくあります。

いやになったからといって契約を破棄しようとするは、契約の解除によって生じる損害は、解約を申し出た者が負担しなければなりません。

●契約を結ぶときは、契約書をよく読んでから印鑑を押してください。いざこざがおきたとき、契約書が最大の証拠になります。

契約条項は、めんどろでも必ず目を通し、疑問のあることは分るまで聞いてください。とくに次の点に注意しておく必要があります。

- ①どのような場合に、誰が契約を解除できることになっているか。
- ②解約した場合の損害賠償についての規定や、代金の返還についてはどうなっているか。
- ③どのような場合に、残りの代金全部を、ただちに支払わなければならないか。
- ④代金を完済するまで、購入した商品の所有権は、割賦販売業者にあります。したがって、支払いが完了するまで買手が勝手に転売してしまおうわけにはいきません。
- 販売競争が激しくなると、訪問販売はますます盛んになると思われま。売らんがために大げさなことをいうセールスマンもいます。あまり調子のよい話には乗らないことです。セールスマンの口約束は、契約書に書いてなければあかしになりません。

消費者を保護するために、割賦販売法が改正され、近く施行される見込みです。それによると、業者の営業所以外の場所での割賦販売の契約を結んだ場合は、契約を結んだ日から四日以内なら、買手が一方的にその契約を解除することができます。

●この場合、業者は契約解除に伴う損害賠償または、違約金の請求はできません。また、商品の引渡しが行なわれていない場合は、その引取りに要する費用は、業者が負担することになります。

●現物を受け取ったときには、現物がカタログの内容や、契約時のセールスマンの話の内容と一致しているかどうか確かめてみましょう。

●毎月支払う月賦代は、自分の月収と比較して無理のない額にしましょう。収入によっても違いますが、月賦額は毎月の家計の1〜2割が限度です。

正しい知識を身につけて、割賦販売をうまく利用しましょう。

# 点滴



## 何もかも

### 旨くいつています

D・ハンソン



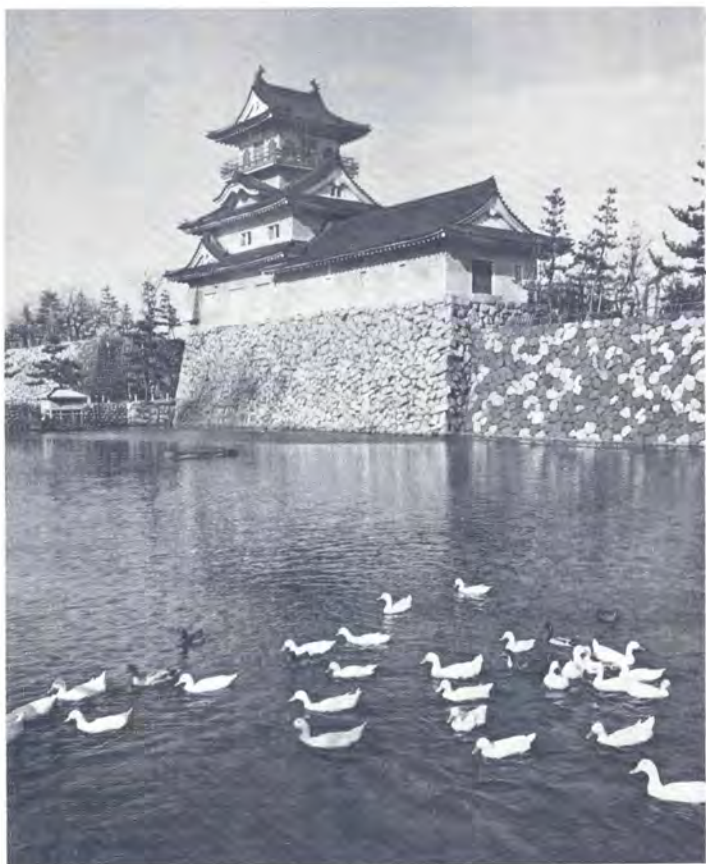
富山に来た最初の頃は、驚くことで一杯でした。まず立山の美しさ、狭苦しい道路、近代都市のすぐ傍に広がる水田。どこもかしこも人また人。歩く人、スクーターの人、自転車、自動車の波。絶えず活動を続ける街は、生き物のように思えました。

富山へ着いたその日から、私は親切な人達に囲まれ、富山こそ我が家という気持ちで暮らしております。

本史の年表や歴史上の人物の名前の方が得意でした。英語を教えるはじめて、暫くは、どのクラスの生徒も、授業時間の大半を英和辞典に首ったけという有様で、私の正確(?)な発音に、何か不信の念を抱いていることを知りました。また、WATER(ウォーター)やOF(オフ)のような発音についてさえ質問を受けます。さらに、私が発音すると、生徒達は、顔をあげて、私の口もとをじっと見詰めていることが、しばしばありました。私は、標準的な英語を話していましたが、不思議になって、生徒達の辞書を調べてみますと、実際、そこに記載してある発音記号が、私に読めないことを知りました。

そこで、生徒達に、私の発音は辞書と幾分違っている、結構相手には通じるのだからと豪語し、数ヶ月かかって、数人の生徒をなんとか納得させることに成功しました。

もう一つ白状しますと、私は、英語の綴りを正確に書けると、自信を持って言えないという弱みを持っています。私が黒板に書いた単語の綴りを、中学生に訂正されて当惑することがあります。私のクラスは、英会話のクラスなので、綴りに弱いことが暴露する機会が少ないのが、生徒達にとり、いや私にとり、大いに幸いしていると喜ぶべきでありましょう。



# 県政のうごき



11月11日 第3回青年の船展



11月18日 ソ連知事団来富



12月10日 衆議院議員選挙

●十一月二日 回青年の船展  
モスクワ、イルクーツクなどソ連各地を訪問した第二回の青年の船報告展と、来年五月に東南アジアを歴訪する第三回の青年の船の紹介を兼ねた展示会が一日までひらかれた。

●十一月五日 県議会日程きまる  
県議会運営委員会は、一二月定例県議会を一三日から二十日までの八日間と決めた。

●十一月八日 ソ連知事団来富  
ソ連のシベリア地方の知事団の一行は、県下の産業施設を視察した。

●十一月二十五日 青年の山を拡大  
富山新港、アルミ工場などを視察したあと記者会見で「日ソ間の経済交流が今後ますます発展することを期待している」と語った。

●トビックス  
●十一月二日 県下各地で初雪  
富山市や砺波市、八尾町で昨年より八日早い初雪が降った。

●十一月四日 極楽坂に内定  
全日本スキー連盟理事会は、県から提出された第三一回冬季団体スキー競技会（昭和五十一年）の開催地として大山町極楽坂スキー場を決定し、全国評議会に承認を求めたことにした。

●十一月五日 青年の山を拡大  
県は、福光町に「置県九〇周年記念事業として青年の山」を四八年度から一〇〇年計画で一三〇ヘクタールの面積を一、〇〇〇ヘク

タールに、三億八、〇〇〇万円をキャンパ場、展望台などを建設する計画をたてた。

●十一月一日 続ストツブ二〇七  
県警察本部は、昨年につづいて一二月を暴走運転と飲酒運転取締まりを主眼におき、「続ストツブ二〇七作戦」を展開した。

●十一月一日 衆議院議員選挙  
第三回衆議院総選挙と最高裁判所裁判官に対する第九回国民審査の投票が一せいにこなされた。

一区は住 栄作 松岡松平 古川喜一  
二区は片岡清一 綿貫民輔 佐野憲治の各氏が当選した。

# 伝越の説中

## お化け合戦



むかし、室牧谷の奥、猪峰に年をへた一匹のムジナがすんでいました。このムジナは大変ないたずら者で、人を化かしたり、田畑を荒したりしたので、村人たちは大そう困っておりました。

ところが、山ひとつ向うの野積谷にある狐山のキツネが、人びとの難儀を見かねて、ムジナをこらしめ、いたずらをやめさせたいと思いい、猪峰をたずねて術くらべを申しこみましました。こうして、お互いに秘術をつくしたお化け合戦が始まりました。そうしますと、カラカサの化けやら、一ツ目入道、ロクロ首など、いろんな大化け、小化けが八尾の山々を飛びまわり、大さわきが数年間も続いたという事です。

ところが、残念なことに、何回やってもキツネが負け、しょぼり狐山へ帰ってきましました。その道すがら、キツネの耳に

「明後日、お殿様がおいでになる。行列が通るから道をなおせとお達しだよ」と、話している村人の声が入りました。キツネは何を思ったのか、猪峰にかけもどり

「今度こそ負けんぞ。明後日の最後の決戦には殿様行列をやってみせるから覚悟しろ。なにしろ、とっておきの奥の手だからな」と、いって帰りました。

元来、ムジナ・キツネ・タヌキ・カッパなどが化けるには規則があつて、位というものが要です。たとえば、日本のタヌキで位が一番高いのは伊予の大神刑部で、正一位です。次は田浦の田左衛門と地蔵橋の衛門三郎というタヌキで正二位。キツネでは伏見の稲荷が正一位です。つまり、正一位のキツネやタヌキが、はじめて正一位の位にある偉い人間に化けることができるわけです。ですから田舎のキツネが殿様に化けることは、実力から

いって、とうていできぬことです。だから、「アツハツハツ。キツネの奴、とうとう気が狂ったな。どうせカガシの行列だろう」と、ムジナが大笑いして眠ってしまったのも無理はありません。

やがて、その日がやってきました。ムジナは約束ですから、道ばたの森の中でまわっていると、キツネがいつか時刻に、本物そっくりの美しい殿様行列がやってきました。ムジナは何度も目をこすって、見つめましたが、一分のすきもありません。ムジナはキツネの化けぶりに仰天してしまいました。そして、こんな恐ろしい術を知っているキツネを賞めておかぬと、あとでどんな目にあわされるかと、

ふるえあがって

「うまい!! うまい!! そっくりだ!!」

と、手を打って道に飛び出していきましました。驚いたのは警護のサムライです。千年もたったかと思われる大きなムジナが、突然おどりで出てきましたので

「すわや怪物!! ごさんなれツ」

と、ばかりに一刀のもとに斬り殺してしまいました。

おかげで悪いムジナは退治され、人びとは安心して暮めるようになりました。これもキツネのおかげだということで、狐山に稲荷神社をたてて、大長谷・仁歩谷・野積谷・室牧谷の村々の総社としてまつりました。

これからのち、狐山は稲荷堂山と呼ばれるようになったとのことです。

この神社は今も八尾町宮下の山の上に鎮座して、特に商売繁昌を祈念すると必ずかなえられるというので、参詣者が絶えません。

(精神開発研究委員 成瀬昌示)

● 谷間に光を



無償の行為 …… 愛の一声運動

やさしさ  
を  
まもる